

令和8年6月1日	資料 5
第2回 事業場における労働者の健康保持増進のための指針の在り方に関する検討会	

# 第1回の議論を踏まえた論点整理（案）について

第2回事業場における労働者の健康保持増進の在り方等に関する検討会

厚生労働省 労働基準局安全衛生部  
労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 第1回の議論を踏まえた主なご意見及び論点整理（案）①

### ○ 健康保持増進措置の位置付け

- ・必ずしも業務起因性等が認められない疾病予防に係る取組の推進の在り方について、どのように考えるか。

- ・ 業務起因性が必ずしも認められない疾病予防については、国・自治体が主体となって推進すべきであり、健康保持増進の取組は重要であるが、事業者の主体性に基づいて進めていくことが基本。一律的な取組を求めることについては慎重であるべき。事業者の自主的な取組の後押しとなるような支援を検討すべき。（清田委員）
- ・ THP指針は事業者主体の取組だが、それが強調されすぎると、業種・企業規模による差も出てくる。医療保険者や公的機関等の事業場外資源の積極的な活用等の視点が重要。（鈴木委員）

### ○ 健康保持増進措置の対象

- ・ 予防の対象として、現行の指針の中で示唆されているのは、「メタボリックシンドローム」、「メンタルヘルス」、「加齢に伴う筋力や認知機能等の低下」だが、これだけでよいか。（がん、歯周疾患、女性特有の健康課題等について、どう考えるか。）

- ・ がん、歯周疾患、女性特有の健康課題等について追加することは賛成。（漆原委員、鈴木委員、及川委員、松岡委員）
- ・ 措置対象について、取組の効果に係る明確なエビデンスがないものも散見されるのではないかと。指針や手引きなどにおいて、エビデンスレベルやコンセンサスの有無等により、推奨度や優先順位を示すこと、取組内容の意義、課題等も含めて記載することが考えられるのではないかと。（立石委員、古井委員・森委員）
- ・ 多種多様の疾病が存在し、個人の特性や多様な事業実態等を踏まえると、具体的に指針の中で取り上げていくことについては、一定程度慎重であるべき。（清田委員）

## 第1回の議論を踏まえた主なご意見及び論点整理（案）②

### ○保険者との連携等の方策を通じた取組の強化等

- ①労働者の参画を促すため、どのような方策が考えられるか。また、労働者自身がさらに取り組むべきことは無いか。
- ②事業者と保険者との連携を一層強化すべきではないか。この際、連携による効果を上げる方策としてどのようなものが考えられるか。  
（複数事業者が加入する同一保険者との連携など）
- ③取組の効率的・効果的な手法として、情報通信技術をどのように活用すればよいか。

### 【①労働者の参画、労働者自身の取組】

- ・ 働く世代への「がん教育」が不十分。がん検診の内容やその目的、科学的根拠の有無、受診することによる利益・不利益、精密検査の必要性等、がん教育を含む職場での健康教育の推進が大切。（立道委員）
- ・ 中小企業では、知識や教育が足りないところが多い。一次予防のもっと前の段階での教育が必要。（及川委員）
- ・ THP指針に基づく既存の取組の意義や一次予防の重要性をしっかりと伝えていくことが必要。（古井委員）
- ・ THP指針について議論するのであれば、検診受診だけではなく、その前段の健康教育も含めた一次予防についても検討すべき。がんの罹患率の低下、がん罹患のリスク低減を目指すなど。（漆原委員）

### 【②事業者と保険者との連携】

- ・ 特に中小企業においては、経営資源が少ない中で、事業者と保険者の連携の強化が重要。事業者が負担なく取り組める環境づくりが必要。（及川委員、鈴木委員）
- ・ 保険者にも様々な形態があり、人員配置等の状況も様々。それらによって連携の取り方も変わる。（岡村委員、古井委員）

### 【③情報通信技術の活用】

# 第1回の議論を踏まえた主なご意見及び論点整理（案）③

○保険者との連携等の方策を通じた取組の強化等（続き）

- ④小規模事業者においても継続して取り組めるよう、地域の関係者・関係機関による支援体制づくりが考えられないか。
- ⑤施策の効果測定を行うため、国として、事業者の取組状況を把握すべきではないか。

## 【④地域の関係者・関係機関による支援体制づくり】

- ・ 中小事業場は地域支援の活用や連携が必須であり、大企業も自治体との連携は有用である。職域だけで完結しない地域との連携の在り方を検討すべき。（及川委員、岡村委員）
- ・ 健康経営の文脈でも、自治体の支援、地域の商工会議所の関わりが有用。（古井委員）
- ・ 地域・職域連携推進協議会における取組・好事例も活用できるのではないか。（松岡委員）

## 【⑤施策の効果測定、事業者の取組状況の把握】

- ・ 施策の効果測定は重要。健診機関における実施状況から把握することもできるのでは。（亀澤委員）
- ・ 検診受診率、その後の精密検査の受検率の把握が重要だが、全体像の把握が難しい。（松岡委員）
- ・ 労働者の個人情報について、事業者が情報の入手の有無も含め、どう取り扱うかが課題。（松岡委員）
- ・ がん検診の精検受診率の把握も重要だが、職域においては、精検結果の把握が難しい。（武藤委員）

## 【その他の取組】

- ・ 望ましい取り組みを進めるため、手引きの改訂等を通じて、小規模事業場の好事例の周知も必要である。（森委員、立石委員、古井委員）

○事業場が実施する治療と仕事の両立支援の取組への支援等

- ・ がん検診を受診した後の治療と仕事の両立支援を実現するための事業場への支援についてどう考えるか。

- ・ 健康の保持増進について治療と仕事の両立は重要。（及川）

## 【現状】

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）においては、事業者に対して健康診断の実施を義務付け、労働者に対して健康診断の受診を義務付けるとともに、事業者に対して労働者の健康保持増進措置の実施を努力義務とし、原則的な実施方法として指針を定めている。
- 「攻めの予防医療」を進め、健康寿命の延伸を図ることで、皆が元気に活躍し、社会保障制度も含めた社会の支え手となることが求められている。
- 職場の健康診断実施強化月間等を通じて、職域におけるがん検診、歯周病予防、女性への健康支援等の周知啓発を行っている。また、これらの検診等は保険者との連携により、効果的に行われている場合がある。
- 労働施策総合推進法において、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じることが努力義務とされた。

## 上記を踏まえ、労働安全衛生法等の枠組みを活用し「攻めの予防医療」を推進するにはどのようなことが考えられるか。

### ○ 健康保持増進措置の位置付け

- ・ 必ずしも業務起因性等が認められない疾病予防に係る取組の推進の在り方について、どのように考えるか。

### ○ 健康保持増進措置の対象

- ・ 予防の対象として、現行の指針の中で示唆されているのは、「メタボリックシンドローム」、「メンタルヘルス」、「加齢に伴う筋力や認知機能等の低下」だが、これだけでよいか。（がん、歯周疾患、女性特有の健康課題等について、どう考えるか。）

### ○ 保険者との連携等の方策を通じた取組の強化等

- ・ 労働者の参画を促すため、どのような方策が考えられるか。また、労働者自身がさらに取り組むべきことは無いか。
- ・ 事業者と保険者との連携を一層強化すべきではないか。この際、連携による効果を上げる方策としてどのようなものが考えられるか。  
（複数事業者が加入する同一保険者との連携など）
- ・ 取組の効率的・効果的な手法として、情報通信技術をどのように活用すればよいか。
- ・ 小規模事業者においても継続して取り組めるよう、地域の関係者・関係機関による支援体制づくりが考えられないか。
- ・ 施策の効果測定を行うため、国として、事業者の取組状況を把握すべきではないか。

### ○ 事業場が実施する治療と仕事の両立支援の取組への支援等

- ・ がん検診を受診した後の治療と仕事の両立支援を実現するための事業場への支援についてどう考えるか。